

# あじくり通信

発行

アジアクリエーション協同組合  
 〒103-0021 東京都中央区  
 日本橋本石町4-5-5 日本橋藤ビル4階  
 Tel 03-3527-9833  
 Fax 03-3527-9844  
<http://asia-creation.org/>

## 熊本水害被災地支援の実習生 カンボジア大使からお褒めの言葉をいただく

7月に発生した熊本豪雨水害の被災地支援に参加した(有)菱真建設（建設機械施工/福岡市）の実習生ヒー ピロムさんが、カンボジア大使館主催の交流会に招かれ、大使からお褒めの言葉をいただきました。

### 【武田ゆかり/九州支部】

8月9日、福岡市で、ウン ラチャナ駐日カンボジア大使と九州在住カンボジア人の交流会がありました。大使館から呼びかけがあり、弊組合の実習生たちも参加しました。

特に(有)菱真建設のヒー ピロムさんについては、大使館より「交流会にぜひピロムも参加してほしい」と言われていました。

ピロムさんの水害被災地での支援活動が、弊組合通訳のFacebookを通じて大使館に伝わっていたのです。私はカンボジア人の知人より会場設置を依頼され、受付後に会場の後ろで交流会を見ることができました。

ラチャナ大使が話をされている最中、労働参事官から「熊本の災害支援をした実習生は来ていますか？」と聞かれた私は、ピロムさんの座っている席を教え、支援活動の記事を掲載したあじくり通信（No. 8）を渡しました。労働参事官は大使にあじくり通信を渡し、ピロムさんの支援活動のことを話しました。大使に指名されたピロムさんは立ち上がり、大使から名前と支援活動の内容を聞かれて答えました。普段お会いすることも話すこともできないような方なので、ピロムさんはとても喜んでいました。水害被災地へ支援活動をしたことだけでもピロムさんにとって良い経験であるのに、そのことを駐



ウン ラチャナ駐日カンボジア大使（左）とヒー ピロムさん

日大使に知っていただけるなんて、ピロムさんと私にとって大変貴重な経験になりました。

### ●ピロムさんのコメント

大使からは、「日本がいつも助けられているので、恩返しするのはとてもいいことです」と褒められました。両親にそのことを伝えたら、「国に対して、人に対していいことをしていると思うけど、自分も怪しくないように気をつけてね」と喜んでました。社長からは「被災者に代わり、あなたに感謝します」と言われました。これまで水害に遭ったことがなかったの、最初はとても怖かったです。被災した人たちが可哀そうで、無事でいられるよう祈って作業しました。被災地の支援に参加した後、情報を聞き取ることが大切だと思いました。ニュースとか市役所の避難情報などを把握することです。また、食べ物を備えておくことも必要だと感じました。

## 備えて安心！＜無料・多言語＞防災アプリ

7月の豪雨では熊本県で、弊組合の関係ではありませんが技能実習生も犠牲になりました。謹んでお悔やみ申し上げます。すばやく適切な行動をとるために防災アプリをご活用ください。



## 特定技能とは？ 技能実習制度との違いは？

昨年（2019年）4月1日に施行された「**特定技能**」の就労ビザ（在留資格）。人材をじっくり育てたい企業、日本で長く働きたい外国人にはメリットがありますが、**技能実習制度とは根本的に異なります**。違いをよくご理解したうえで検討されるようおすすめします。弊組合は登録支援機関ですので、ご相談ください。

	技能実習(団体監理型)	特定技能1号
目的	労働力確保ではなく、日本が海外に技術移転し国際貢献するための制度	人手不足の業界で即戦力として働けると認められた外国人が取得できる就労ビザ(在留資格)
在留期間	技能実習1号:1年以内 技能実習2号:2年以内 技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)	通算5年 (特定技能2号は無期限)
採用活動	通常、監理団体と送出国を通じた行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行いまたは国内外のあっせん機関等(ハローワークも可)を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護、建設分野を除く)
入国時の試験	なし (介護職種のみ日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験免除)
監理/支援する機関	監理団体 (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う)	支援機関 (受入れ機関の義務である。特定技能外国人が日本で生活するための各種支援(住居の確保、通訳その他)について、個人または団体が受入れ機関からの委託を受けて行う。監査・指導などは行わない)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分間において転職可能
家族滞在	不可	不可 (技能実習2号は可能)
建設業のみ必要な手続き		建設技能人材機構(JAC)への加入(義務) ・在留審査の前に「特定技能受け入れ計画」について国土交通省の認定が必要

## ご存じですか？ 特定（産業別）最低賃金

最低賃金は2種類あります。

- 1) 地域別最低賃金/都道府県ごとに定められている最低賃金
- 2) 特定（産業別）最低賃金/特定の産業・職種ごとに定められている最低賃金

特定最低賃金も都道府県ごとに定められていますが、同じ職種でもA県に定めがあってもB県にはなかったりします。**地域別も特定もある場合は、どちらか高い方が最低賃金になります。**

たとえば、地域別最低賃金が時給800円、特定最低賃金が時給850円の場合は、850円以上の賃金を支払わなければなりません。特定最低賃金は毎年12月頃に改訂されますので、それぞれのサイトでご確認ください。



地域別



特定（産業別）